

就学に向けた  
特別支援教育に関する保護者説明資料

【通級指導教室】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面において**特定の困り感**をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける

「困り感」は学研の登録商標です

言語通級指導教室  
(ことばの通級)

- ・勸興小
- ・高木瀬小
- ・東与賀小

LD/ADHD等  
通級指導教室  
(まなびの通級)

- ・勸興小
- ・春日小
- ・兵庫小
- ・成章中 (城南中)
- ・北川副小
- ・鍋島小
- ・神野小
- ・高木瀬小
- ・大和中

・通級指導教室設置校 (他校) への通級は、保護者の送迎が必要

○**通級指導教室**は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面で特定の困り感をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける教室です。

○通級指導教室には、**言語通級指導教室 (通称 ことばの通級)**と**LD/ADHD等通級指導教室 (通称 まなびの通級)**の2種類があります。

○通学している小学校から他校に設置されている通級指導教室へ通級する場合は、保護者の送迎が必要です。

言語通級指導教室  
(ことばの通級)

- ・サ行、タ行、パ行など特定の音がうまく発音できない
- ・音を繰り返したりつまったり、長く伸ばしたりする

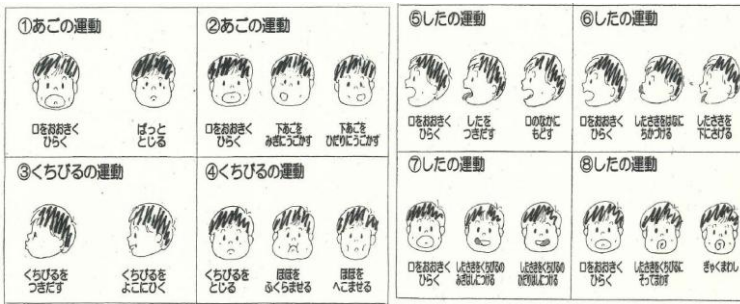


- ◎正しい発音を練習
- ◎楽に話せるように練習
- ◎話すことや読むことに自信を持てるように指導

○**言語通級指導教室 (ことばの通級)**は、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉でのコミュニケーションがうまく進まない状況がみられたり、本人が、学校生活において不都合を感じたりしている状況がある児童が対象となります。

○ことばの通級教室では、正しい発音の練習や楽に話せるような練習を行い、話すことや読むことに自信が持てるような指導・支援を行います。

## 言語通級指導教室 (ことばの通級)



口や舌の運動を通して、構音の課題を改善する

○ことばの通級教室では、特定の発音に困難を持つ児童に対して、このような口や舌の運動を通して構音の課題を改善し、正しい発音ができるような支援を行っています。

## LD/ADHD等 通級指導教室 (まなびの通級)

- ・注意を集中するのが難しい
- ・人の話を聞くのが難しい
- ・順番を待つのが難しい
- ・授業中、席を離れてしまう



- ・感情や行動をコントロールできるよう学習
- ・見通しをもった行動ができるように学習
- ・得意なことを伸ばし、苦手なところを克服

○ LD/ADHD等通級指導教室(まなびの通級)は、主としてLDやADHDの診断をもつ児童が対象となります。

○まなびの通級教室では、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論すること等、特定の困り感がある児童に対して、特定の困り感を軽減し得意なことを伸ばす指導・支援を行います。

## LD/ADHD等 通級指導教室 (まなびの通級)

### ☆こころの学習

- ・「友だちとなかよくするためのコツ」や「自分ががんばりたいこと」などを先生と一緒に考える。

### ☆目や耳を使う学習

- ・目をきたえるビジョントレーニング
- ・聞けるようになる「聞く」トレーニング



○まなびの通級教室では、人とかかわりや目標を立てて実行するなどのこころの学習や見る力や聞く力のトレーニングとなる目や耳をつかう学習を行います。

LD/ADHD等  
通級指導教室  
(まなびの通級)



☆手をつかう学習

- ・アイロンビーズ、工作、おりがみ、実験、ドキドキゲーム など

☆からだを使う学習

- ・ルールを守りながら楽しく体を動かします

大きなボール



卓球



プレイルーム

通級指導教室への通級に向けた手続き

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい**就学先**  
(**学びの場**)を総合的に判断します

意見書

(3 通級指導教室での指導が適当と判断する)

※通級指導教室への通級には、**佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書(通級指導教室での指導が適当)**発行が必要

教育支援委員会の審議に必要な書類

障害種	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・情緒学級	病弱	肢体不自由	ことば	まなび
添付資料								
知能検査結果・報告書(田中ビナー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書(視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

○工作や実験、アイロンビーズなど手を使う学習やボールやトランポリンを使用したり卓球等を通じてルールを守りながら楽しく体を動かすからだを使う学習を行います。

○通級指導教室へ通級するには、佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく**意見書発行**が必要です。

○佐賀市教育支援委員会とは、年4回(年長児のみ)実施され支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。

○佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。

○一人一人の児童について最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、児童の状況に応じた最も適正だと考えられる**就学先(学びの場)**を意見書という形で示し、発行します。

○佐賀市教育支援委員会での審議には、**検査結果や診断書等**が必要です。

○**知能検査報告書**につきましては、児童の最新の状況を知るため、**おおむね1年以内**に実施したものを願っています。

○準備する書類によっては時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

○保護者の方は、**審議に必要な書類を、通われている園に提出**してください。在宅の方は、**直接保育幼稚園課までご提出**ください。

## 通級指導教室への通級開始までのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》

《通級児童の決定》

佐賀市教育委員会が、それぞれの通級指導教室の通級可能人数に応じて各通級指導教室の通級児童を決定し、児童が在籍する小学校へ連絡

《通級指導教室利用承諾書の提出》

通級指導教室への通級が決定したら、保護者は「通級指導教室利用承諾書」を児童が在籍する小学校へ提出

《通級指導教室の通級開始》

通級指導教室の設置校は、児童が在籍する小学校を通して保護者へ通級開始日を連絡、通級開始

○通級指導教室には、前年度から継続して通級する児童と新規に通級を開始する児童がいます。通級指導教室には通級可能な人数の上限があります。そこで、第5回佐賀市教育支援委員会（12月3日）終了後に、各通級指導教室の通級児童の人数を佐賀市教育委員会で把握した上で、次年度の通級指導教室へ通級できる児童を決定します。通級可能な人数を越える場合は、新規の児童に1年待っていただく場合があります。

○通級開始が決定したら、在籍小学校へ「通級指導教室利用承諾書」を提出してください。その後、通級の曜日と時間等を通級指導教室と保護者と相談、決定していただきます。